

越谷市障害者地域自立支援協議会に関する要領

(開催)

第1条 市長は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。）第77条第1項第1号に規定する相談支援事業を効果的に運営し、地域の障がい福祉に関するネットワークの構築を推進するため、関係者の参集を求め、越谷市障害者地域自立支援協議会（以下、「協議会」という。）を開催する。

(検討事項)

第2条 協議会は、次の事項について検討を行う

- (1) 困難事例等の検討及び調整に関すること。
- (2) 関係機関によるネットワークの構築推進に関すること。
- (3) 社会資源の情報の収集及び提供体制に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が選任した委員20人程度で構成する。

- (1) 相談支援事業関係者
- (2) 障がい福祉サービス事業関係者
- (3) 障がい者相談員
- (4) 関係行政機関から選出された者
- (5) 関係教育機関から選出された者
- (6) 保健医療機関関係者
- (7) 学識経験者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第5条 協議会は、必要に応じて、部会を開催することができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、越谷市健康福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

1 この要領は平成22年1月8日から施行する。